

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の
勤務時間、休暇等に関する条例

平成20年3月3日

条例第2号

改正 令和3年11月条例第2号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の全部を改正する。

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の勤務時間、休暇等については、三条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年三条市条例第35号）を準用する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。